

◎新潟県訓令第10号

部 局  
事 務 所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）により資金前渡職員を置く組織（昭和57年3月新潟県訓令第9号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>高田特別支援学校白嶺分校 <u>上越特別支援学校有恒学舎</u></p> <p>（略）</p>	<p>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。</p> <p>（略）</p> <p><u>十日町高等学校松之山分校</u></p> <p>（略）</p> <p>高田特別支援学校白嶺分校</p> <p>（略）</p>